

第1章 計画策定にあたって

1 計画の主旨

釧路市は、平成17年10月に旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町の合併により東北海道の拠点都市として誕生し、釧路湿原や阿寒湖をはじめ、広大な森林、太平洋など、多彩でかけがえのない自然に囲まれています。この貴重な自然を守り続けるとともに、自然と調和した魅力と個性あふれるまちづくりを進めています。

私たちを取り巻くごみ問題の多くは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済活動や※ライフスタイルがもたらしたもので、※地球温暖化の進行などの地球規模での大きな影響を及ぼしています。このため、廃棄物の増大などの身近な環境問題に対応していくためには、事業者はもとより市民1人ひとりが、その対策に取り組み、廃棄物を減らすため、※リフューズ（**Refuse**・断る）、※リデュース（**Reduce**・※発生抑制）、※リユース（**Reuse**・※再利用）、※リサイクル（**Recycle**・※再資源化）の4Rを基本に、資源の消費が抑制された※環境への負荷の少ない※循環型社会の形成に取り組むことが重要となっています。

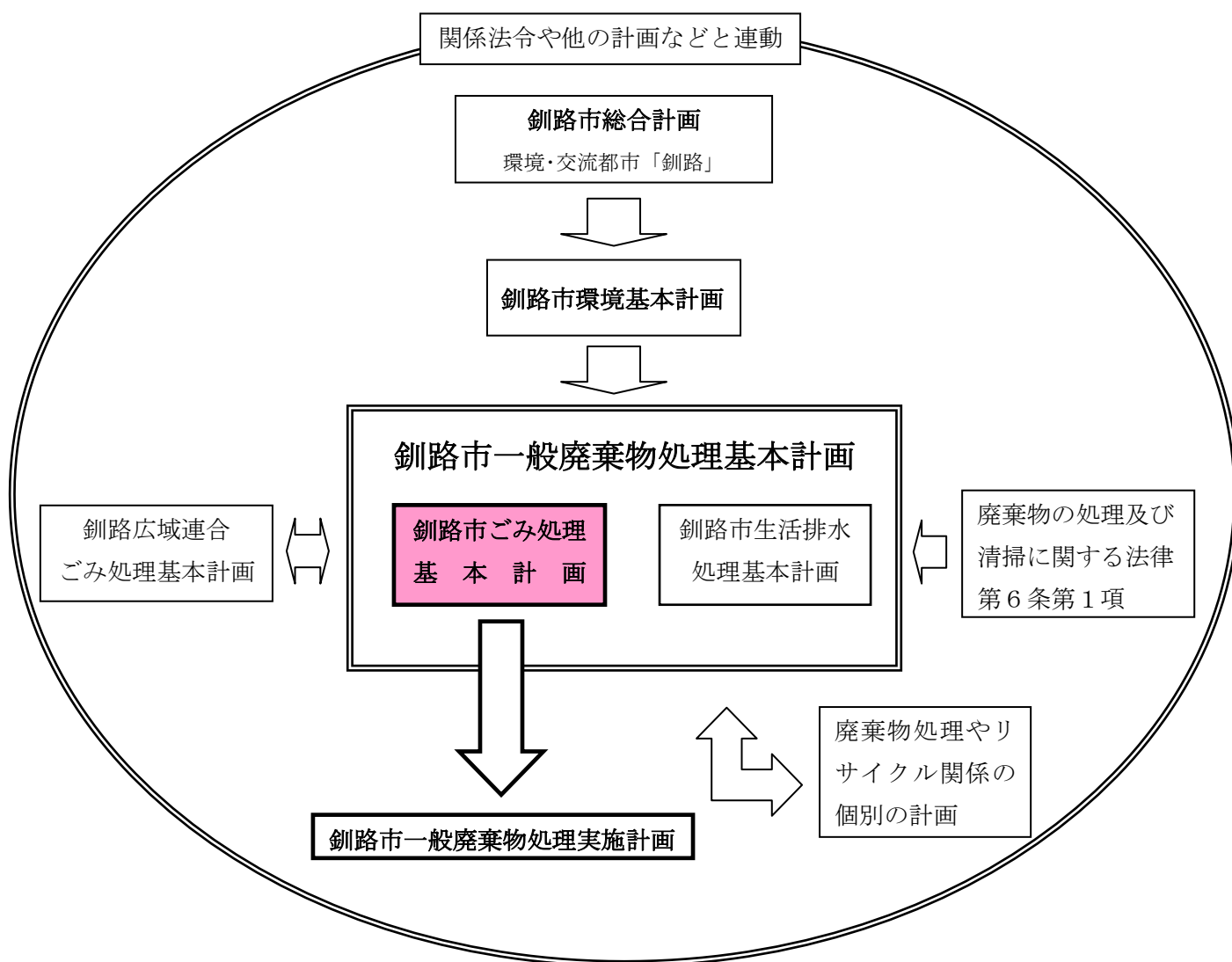
本市では、持続的発展が可能な循環型社会の構築を基本方針に掲げ、市民の協力のもと、ごみの減量化や資源のリサイクルに努めるとともに、ごみ処理の有料化や分別の徹底などにより、市民1人1日当たりのごみの排出量は大幅に減少し、全国平均の排出量に近づいています。

また、平成20年度を始期とする「※釧路市総合計画」の中では、今後のごみ処理施策の方向性として、市民や事業者、行政が一体となって、より一層のごみの減量化や資源のリサイクルを推進していくことを明らかにしています。

このような背景を踏まえ、本市では、関係法令の動向や社会状況に適切に対応するとともに、環境への負荷を軽減する視点にたったごみ処理を進めることとし、市民・事業者・行政のそれぞれが役割と責任を担いながら、限りある資源を大切にし、ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ循環型社会の形成をより積極的に取り組むため、一般廃棄物処理基本計画の中の「ごみ処理基本計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、「※廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、長期的・総合的視点にたった基本方針を明確にするものであり、市のまちづくりの基本施策を示した「※釧路市総合計画」や「※釧路市環境基本計画」などと整合性を図りながら、計画的にごみ処理施策を推進する基本方針で、一般廃棄物処理計画のうち、『※家庭系ごみ』・『※事業系ごみ』を対象に策定するものです。



廃棄物・リサイクル施策の法体系

※環境基本法

◇環境保全について基本的理念を規定

(H6.8 完全施行)

環境基本計画

※循環型社会形成推進基本法

◇循環型社会に関する基本的原則を規定

(H13.1 完全施行)

循環型社会形成推進基本計画

廃棄物の適正処理

リサイクルの推進

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律

H15.12 改正施行
H16.4 一部改正

- ① 廃棄物の排出抑制
- ② 廃棄物の適正処理(リサイクル含む)
- ③ 廃棄物処理施設の設置規則
- ④ 廃棄物処理業者に対する規制
- ⑤ 廃棄物処理基準の設定 等

※資源有効利用促進法

H13.4
全面改正施行

- ① ※再生資源のリサイクル
- ② リサイクル容易な構造・材質等の工夫
- ③ 分別回収のための表示
- ④ 副産物の有効利用の促進

個別物品の特性に応じた規制

※容器包装 リサイクル法

H12.4 完全施行

ペットボトル等
容器包装の分別
収集と事業者の
リサイクル推進

※家電 リサイクル法

H13.4 完全施行

廃家電の引取り
とリサイクル及
び消費者の費用
負担の義務化を
規定

※食品 リサイクル法

H13.5 完全施行

食品廃棄物の減
量化、最資源化
の促進
H18 までに再生
利用等 20%。年
間 100 トン以上
の排出者対象

※建設 リサイクル法

H14.5 完全施行

建設廃棄物の分
別解体と再資源
化等の促進と義
務を規定

※自動車 リサイクル法

H17.1 完全施行

使用済み自動車
の再資源化等の
義務化を規定